保険医療機関・保険薬局の指定更新に関する申請について

・保険医療機関・保険薬局の指定については、健康保険法第６８条第１項の規定より、指定の日から起算して６年を経過したときに、その効力を失うこととなっており、指定の更新が必要です。

・なお、**指定の更新に際して、申請手続きが必要な保険医療機関・保険薬局**におかれましては、新たな指定が開始する日の概ね２か月前に、お手続きに関する案内文書をお送りいたしますので、届きましたらお手続きをお願いいたします（例：現在の指定が４月末までで、新たな指定の開始日が５月１日の場合、３月の最初の営業日に指定更新手続き案内文書を発送いたします）。

・なお、指定の更新に際して提出が必要な書類は下記のとおりです。

保険医療機関：「保険医療機関・保険薬局指定申請書（更新）」

　保険薬局：「保険医療機関・保険薬局指定申請書（更新）」

「保険薬局確認書類（更新）」

「薬局と周辺の医療機関の位置関係が分かる周辺地図」

「隣接地に医療機関がある場合は、薬局と医療機関の敷地と公道との位置関係が分かる平面図」

「同一敷地内又は同一建物に医療機関がある場合は、他のテナントの位置関係が分かる平面図」